

運送事業者等支援金

代行事業者用

運送事業を営む事業者に対して、人材確保等の取組みへの支援金を交付します。

対象者 次に掲げる要件を全て満たしている事業者が対象です

- ・市内で自動車運転代行業を営み、今後も事業継続の意思のある者
- ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者である者
- ・市税に滞納がない者
- ・暴力団員、暴力団または暴力団員と密接な関係でない者

支援対象車両

市内の事業所において当該事業に利用するために所有する車両

※リース契約に基づき借用している車両も対象です

交付額

1事業者当たり **10万円**を交付します

申請期限

令和6年7月31日(水) ※当日消印有効

申請方法・申請書類等

次の書類を申請窓口へ提出又は郵送してください

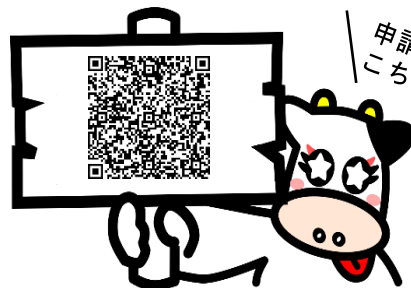
- 運送事業者等運転手確保支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- 誓約書兼同意書(様式第2号)
- 支援対象車両一覧(様式第3号)
- 支援対象車両の自動車検査証(車検証)の写し
- 支援対象車両の写真
⇒ 運転代行業法第17条第1項に規定する表示事項が確認できるもの
- 自動車運転代行業を営むために必要な認定書の写し(栃木県公安委員会の認定書)
- 登記事項証明書又は開業届等の写し(市内に事業所があることが確認できるもの)

申請窓口・問い合わせ先

〒325-8501 栃木県那須塩原市共壘社108番地2

那須塩原市 商工観光課 商工係

電話番号 0287-62-7154



申請書類等は
こちらから!